

福岡県公報

令和3年7月6日
第214号

目次

告示(第675号-第677号)

- 指定代理納付者の指定 (行政経営企画課) 1
- 指定代理納付者の指定 (行政経営企画課) 1
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 2
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) 2
- 国土調査の指定 (農山漁村振興課) 3
- 落札者等の公示 (警察本部会計課) 3
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) 4
- 一般競争入札の実施 (財産活用課) 5
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 9

公告

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 9
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (医療指導課) 9

監査委員

- 監査結果の公表 (監査委員事務局総務課) 9

雑報

- 令和3年度行政書士試験の実施 (市町村支援課) 15

告示

福岡県告示第675号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、福岡県財務規則(昭和39年福岡県規則第23号)第85条の5の規定により告示する。

令和3年7月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 指定代理納付者として指定する者の名称及び所在地
 - 名称
株式会社ジェーシービー
 - 所在地
東京都港区南青山五丁目1番22号 青山ライズスクエア
- 指定した日
令和3年4月1日
- 指定期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 対象となる歳入
公文書館施設使用料及び歴史公文書等複写手数料

福岡県告示第676号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、福岡県財務規則(昭和39年福岡県規則第23号)第85条の5の規定により告示する。

令和3年7月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 指定代理納付者として指定する者の名称及び所在地
 - 名称
トヨタファイナンス株式会社
 - 所在地
愛知県名古屋市西区牛島町6番1号
- 指定した日

令和3年4月1日

3 指定期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

4 対象となる歳入

公文書館施設使用料及び歴史公文書等複写手数料

福岡県告示第677号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和3年7月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（国有林および重要流域（令和3年1月5日農林水産省告示第32号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和59年5月19日農林水産省告示第1214号（2、4、5に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振

興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年7月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和3年6月1日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 JR久留米駅前第二街区第一種市街地再開発事業計画

(2) 所在地 久留米市城南町36番1

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

| 氏名又は名称 | | 住所 |
|---------------------|------------|-------------|
| JR久留米駅前第二街区市街地再開発組合 | 理事長 岡村 雄一郎 | 久留米市城南町3番9号 |

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

| 氏名又は名称 | | 住所 |
|--------|--|----|
| 未定 | | |

4 大規模小売店舗を新設する日

令和7年4月1日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,935平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

| 駐車場の位置 | 収容台数（台） |
|--------|---------|
| 店舗棟屋上 | 72 |
| 合計 | 72 |

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

| 駐輪場の位置 | | 収容台数(台) |
|--------|-------|---------|
| 駐輪場① | 建物北側 | 30 |
| 駐輪場② | 建物北側 | 9 |
| 駐輪場③ | 建物北東側 | 12 |
| 駐輪場④ | 建物東側 | 66 |
| 駐輪場⑤ | 建物南側 | 30 |
| 合計 | | 147 |

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

| 荷さばき施設の位置 | 面積(平方メートル) |
|-----------|------------|
| 建物東側 | 45.0 |
| 合計 | 45.0 |

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

| 廃棄物等の保管施設の位置 | 容量(立方メートル) |
|--------------|------------|
| 建物東側 | 18.75 |
| 合計 | 18.75 |

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業者の氏名 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|---------|---------|---------|
| 未定 | 午前6時00分 | 午前0時00分 |

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前5時30分から午前0時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

| 出入口の数 | 位置 |
|-------|-------|
| 1箇所 | 敷地南東側 |

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分から午後10時00分

公告

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条第3項の規定により次のように国土調査として指定したので、同条第5項の規定により公示する。

令和3年7月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 指定の年月日 | 調査を行う者の名称 | 調査地域 | 調査期間 |
|-----------|-----------|----------------------|------------------------|
| 令和3年6月23日 | 田川郡添田町 | 大字庄の一部 | 令和3年6月23日から令和4年3月31日まで |
| 令和3年6月23日 | 田川郡糸田町 | 南糸田・真岡・西部・旭ヶ丘・宮谷の各一部 | 令和3年6月23日から令和4年3月31日まで |
| 令和3年6月23日 | 京都郡みやこ町 | 吉岡・下原・瞥見・徳永の各一部 | 令和3年6月23日から令和4年3月31日まで |

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年7月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る物品の名称

車両用燃料(ガソリン・軽油ローリー給油)単価契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札を決定した日

令和3年5月24日

4 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名
増田石油株式会社
- (2) 住所
福岡市中央区大手門三丁目4番5号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む）
66,618,310円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告
令和3年4月9日

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和3年7月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
- ア 福岡県有施設電力供給その1（知事公舎外12施設）
- イ 福岡県有施設電力供給その2（鞍手浄水場外14施設）
- ウ 福岡県有施設電力供給その3（吉塚合同庁舎外12施設）
- エ 福岡県有施設電力供給その4（北九州西県税事務所外14施設）
- オ 福岡県有施設電力供給その5（社会教育総合センター外13施設）
- カ 福岡県有施設電力供給その6（企業局浄水場外15施設）
- キ 福岡県有施設電力供給その7（宮田浄水場外15施設）
- ク 福岡県有施設電力供給その8（企業局配水所外5施設）
- ケ 福岡県有施設電力供給その9（田川浄水場外7施設）
- 2 競争入札参加者の資格
- (1) 競争入札に参加することができない者
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに

該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）
- エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者
- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条
- オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）
- カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- ク 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）
- コ 営業概要表（様式第5号）
- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
 - タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
 - チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
 - ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）
 - テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から令和3年7月27日（火曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札を行います。

令和3年7月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 調達案件名

- ア 福岡県有施設電力供給その1 (知事公舎外12施設)
- イ 福岡県有施設電力供給その2 (鞍手浄水場外14施設)
- ウ 福岡県有施設電力供給その3 (吉塚合同庁舎外12施設)
- エ 福岡県有施設電力供給その4 (北九州西県税事務所外14施設)
- オ 福岡県有施設電力供給その5 (社会教育総合センター外13施設)
- カ 福岡県有施設電力供給その6 (企業局浄水場外15施設)
- キ 福岡県有施設電力供給その7 (宮田浄水場外15施設)
- ク 福岡県有施設電力供給その8 (企業局配水所外5施設)
- ケ 福岡県有施設電力供給その9 (田川浄水場外7施設)

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書のとおり

(3) 契約期間

令和3年10月1日から令和5年9月30日まで

(施設ごとの電力供給期間については、入札説明書のとおり)

(4) 供給場所

入札説明書のとおり

2 入札参加資格 (地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格 (平成29年4月福岡県告示第339号)」に定める資格を得ている者 (平成29年度競争入札参加資格者名簿 (物品) 登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望する者は、本県が定める競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入の上、別途なされる政府調達案件の資格公告

に定める期間内に次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件 (地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和3年7月13日 (火曜日) 現在において、次の(1)から(3)までの条件を満たすこと。また、開札時点において、次の(1)から(5)までの条件を満たすこと。

(1) 電気事業法 (昭和39年法律第170号) 第2条の2の規定に基づき小売電気事業者としての登録を受けている者

(2) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱 (平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達) に基づく指名停止 (以下「指名停止」という。) 期間中でない者

(4) 2の入札参加資格を有する者のうち、入札参加希望業種が業種品目13-11 (サービス業種その他 (その他)) で、「AA」の等級に格付けされている者 (入札参加資格申請予定の者も含む。)

(5) 福岡県電力の調達に係る環境配慮方針 (令和2年6月8日施行) に基づく入札参加資格の要件を満たす者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

福岡県総務部財産活用課設備管理係 (県庁行政棟9階)

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3091 (ダイヤルイン)

(FAX) 092-643-3093

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間

令和3年7月6日（火曜日）から令和3年8月13日（金曜日）までの毎日（ただし、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く。）、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

5の部局で交付するほか、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）でダウンロードによる交付も行う。

8 入札参加申込み

(1) 提出書類

入札参加申請書

(2) 提出場所

5の部局とする。

(3) 提出期限

令和3年7月13日（火曜日）午後5時00分

(4) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着。）で行う。

9 仕様等に関する質疑応答

仕様等に関する質問がある場合は、次のとおり書面により提出すること。

なお、書面は、受付場所への持参又は郵送により提出することとし、電送によるものは受け付けない。

また、質問に対する回答は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、閲覧場所での閲覧に供する。

(1) 受付場所

5の部局とする。

(2) 受付期間

令和3年7月7日（水曜日）から令和3年8月3日（火曜日）までの県の休日を

除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(3) ホームページ掲載期間

原則として、質問書を受領した翌日から起算して10日を経過する日から令和3年8月17日（火曜日）午後5時00分まで

(4) 閲覧場所

5の部局とする。

(5) 閲覧期間

原則として、質問書を受領した翌日から起算して10日を経過する日から令和3年8月17日（火曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

10 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

11 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和3年8月17日（火曜日）午後5時00分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着。）とする。

12 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟9階財産活用課901会議室

(2) 日時

令和3年8月18日（水曜日）午後1時30分

13 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全て

が立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては、直ちにその場で、その他の場合にあっては、別に定める日時及び場所において行う。

14 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

15 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、13により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が14の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

16 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

17 その他

(1) 契約書の作成を要する。また、落札者は、暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

18 Summary

(1) Subject matter of contract : Electricity to use in Fukuoka Prefectural institution

(2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation : 5 : 00 PM, 13 July, 2021

(3) The date and time for the submission of tenders : 5 : 00 PM, 17 August, 2021

(4) A contact point where tender documents are available : Property Utilization

Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural office, 7-7
Higashikoen Hakata - ku Fukuoka 812-8577 Japan. Tel 092-643-3091

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年7月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和3年6月3日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

| 変更前 | 変更後 |
|-------------------------------|------------------------------|
| ダイレックス甘木店 朝倉市甘木字丁ノ坪235番1 外 | マンガ倉庫甘木店 朝倉市甘木字丁ノ坪235番1 外 |

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前 | 変更後 |
|--|---|
| ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 | 株式会社グローブ 代表取締役 桑野 朋博 沖縄県那覇市高良三丁目1番12号 |

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年7月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

築上郡上毛町大字成恒649番1から649番12まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

築上郡上毛町大字垂水1321番地1

上毛町長 坪根 秀介

公告

福岡県地域医療医師奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

令和3年7月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

令和3年7月6日から令和3年8月6日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部医療指導課に備え置きます。

監査委員

監査公表第10号

令和3年4月26日に提出された福岡県職員措置請求（住民監査請求）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和3年7月6日

福岡県監査委員 藤 山 泰 三

同 世 利 洋 介

同 森 行 一

同 大 橋 克 己

住民監査請求に係る監査の結果

第1 監査の請求

1 請求人及び請求書の提出年月日

- (1) 請求人 (略)
- (2) 提出年月日 令和3年4月26日

2 請求の内容

(1) 請求の要旨

福岡県は、令和3年3月5日に年度末までを工期とした請負契約を締結し、前払金を支払った県道瀬高久留米線新設工事（2工区及び3工区）（以下「本件工事」という。）について、契約締結後の3月11日に県議会での繰越承認の議決を受け、3月30日に翌年度にわたり工期の延長を行った。

本件工事について、単年度工事として契約したにもかかわらず、翌年度にわたる工事としたことは違法又は不当である。

知事に対しては、請負者からの前払金の返還請求及び適正な工事契約に係る指導通達の発出、監査委員に対しては本件工事の暫定的な停止勧告を求める。

(2) 違法又は不当とする事実及びその理由

ア 単年度工事の違法又は不当な繰越し

（違法又は不当である理由）

県議会で繰越承認される前に契約締結した工事は予算上「繰越承認工事」ではなく、「単年度工事」となる。

イ 令和3年度中の本件工事の続行

（違法又は不当である理由）

繰越承認される前に令和2年度末までの契約工期で当初契約を締結し、県議会の繰越承認後に工期延長して令和3年度現在も工事を続行している。

ウ 予算上の根拠がない本件工事の実施

（違法又は不当である理由）

単年度工事は令和2年度末まで工事完了するのが当然であり、工期延長できる予算上の根拠がない。

エ 誤った繰越額を計上した令和3年度予算案の提出

（違法又は不当である理由）

単年度工事として契約締結した時点で繰越しはできないので、本件工事に係る繰越し及び関係予算は誤りである。

オ 工事の数量変更なき工期の変更

（違法又は不当である理由）

工事契約書においても、工事数量の変更なしに工期変更できる条項はないことから、変更契約は違法となる。

第2 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の所定の要件を具備しているものと認め、令和3年5月12日付でこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

本件工事について、工期の変更及びこれに関連する予算措置に違法性又は不当性があるか否かを監査の対象とした。

2 監査対象機関

県土整備部（県土整備総務課、企画課、道路建設課及び八女県土整備事務所）及び総務部（財政課）を監査対象機関とした。

3 知事の弁明

本件請求に対する弁明を知事に求めたところ、令和3年5月20日付で知事から以下の内容の弁明書が提出された。

(1) 弁明の趣旨

ア 本件工事については、発注者は工期延長を入札条件として指名通知書に明示していたため、請負者は契約前からそれについて承知しており、また、繰越承認の議決後に工期を延長しているため、契約手続の瑕疵はないと判断する。

イ 発注者・請負者の双方が、工事請負契約書第62条による協議を行い、工期変更しているため、手続の瑕疵はないと判断する。

(2) 請求事実の認否及び弁明の理由

ア 「第1の2(2) 違法又は不当とする事実及びその理由」のうち「違法又は不当である理由」について

第1の2(2)アについて、繰越承認を予定した入札方法が禁止されるものではなく、本件では繰越承認の議決も得られている。

第1の2(2)イの令和3年度においても工事を続行している事実は認める。

第1の2(2)ウについて、本件工事は、繰越承認の議決後に工期を延長したという経緯であって、予算上の根拠のもと工期延長されている。

第1の2(2)エの誤った令和3年度予算案の提出は否認する。請求人の主張の骨子は、「単年度工事であれば、同時に繰越承認申請をすることはおかしいのではないか」という主張と思われるが、本件工事は、工事の進捗を急ぐ必要性のもと、県議会での繰越承認を得たものであるから、手続に瑕疵はない。

第1の2(2)オの工事数量の変更なしに工期変更できないとの主張は否認する。

イ 生じる損害について

否認する。本件において何ら損害は生じていない。発注者は工期延長を入札条件として指名通知書に明示しており、請負者は契約前からそれについて承知して本件契約を締結しているのであって、請負者から福岡県に対する損害賠償請求等のおそれもなく、請求人の主張には理由がない。

ウ 請求人が求める措置について

否認する。既に述べたとおり、本件工事は、繰越承認を受けた適法なものであり、手続の瑕疵はないから、何らの措置を要しない。

4 請求人の陳述

請求人に対し、法第242条第7項の規定に基づき、令和3年5月20日に証拠の提出及び陳述の機会を設け、その際、監査対象機関の職員の立会を認めた。

請求人からは、同日までに補足資料が提出され、概ね上記第1の2(1)の記載に沿った陳述があった。その後、監査委員から請求人に対し、請求の対象となる職員、違法又は不当とする行為、生じている損害及び求める措置について確認を行った。

5 監査対象機関に対する監査等

監査対象機関の職員に対し、令和3年5月12日から同年6月18日にかけて、関係書類の確認及び聴取調査等を行った。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係書類の調査及び監査対象機関の職員からの聴取調査により、以下の事項を確認した。

(1) 本件工事の概要

本件工事は、国の社会資本整備総合交付金（以下「本件交付金」という。）を活用して実施する県道瀬高久留米線道路新設事業下妻工区（以下「本件事業」という。）の一部である。

(2) 本件工事の経緯

令和2年5月25日 本件交付金交付申請（福岡県知事から国土交通大臣あて）

令和2年7月27日 本件交付金交付決定（国土交通大臣から福岡県知事あて）

令和3年1月上旬 地元住民等関係者との調整が終了

令和3年1月14日 翌年度にわたる債務負担（以下「翌債」という。）の承認要求書提出

（支出負担行為担当官（福岡県県土整備部長）から福岡財務支局長あて）

令和3年2月8日 指名通知（指名競争入札を行う旨の通知。通知書には、工期として「契約締結の翌日から令和3年3月31日まで（工期については、関係機関との協議が整った場合、工期を延長する予定である。）」旨の記載あり。

また、通知書に添付された特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）

には、「工期については、関係機関との協議が整った場合、工事日数を220日にする予定である。」旨の記載あり。）

令和3年2月16日 翌債の承認通知受領

（福岡財務支局長から支出負担行為担当官（福岡県県土整備部長）あて）

令和3年2月25日 指名競争入札実施（請負者決定）

令和3年3月5日 契約締結（工期26日間：令和3年3月6日から令和3年3月31日まで）

（契約金額 2工区39,820千円、3工区39,600千円）

令和3年3月11日 令和2年度一般会計補正予算（第13号）可決（繰越承認議決）

令和3年3月23日 前払金支出（2工区15,908千円）
令和3年3月24日 工期変更について請負者と協議
令和3年3月30日 前払金支出（3工区15,840千円）
令和3年3月30日 工期変更（工期220日間：工期未を当初定めていた令和3年3月31日か

ら令和3年10月11日に変更）

(3) 請求人が違法又は不当とする行為に関する事実等について

ア 単年度工事の違法又は不当な繰越し

本件工事に係る繰越予算については、令和3年1月上旬に地元住民等関係者との調整終了後、令和3年2月第11回福岡県議会定例会の第52号議案の令和2年度一般会計補正予算（第13号）の一部として令和3年3月5日に提出され、令和3年3月11日に可決された。

イ 令和3年度中の本件工事の続行

請負者と令和3年3月5日に工期26日間で当初契約を締結し、同年3月11日に県議会において補正予算が可決されて繰越しが承認された後、改めて発注者と請負者との工事請負契約書第62条に基づく協議を行った上で、同年3月30日に工期を同年10月11日までに変更し、令和3年度も工事が行われている。

ウ 予算上の根拠がない本件工事の実施

上記イのとおり、請負者と令和3年3月5日に工期26日間で当初契約を締結し、同年3月11日に県議会において補正予算が可決されて繰越しが承認された後、改めて発注者と請負者との工事請負契約書第62条に基づく協議を行った上で、同年3月30日に工期を令和3年10月11日までに変更し、令和3年も工事が行われている。

エ 誤った繰越額を計上した令和3年度予算案の提出

上記アのとおり、本件工事に係る繰越しについては、令和3年1月上旬に地元住民等関係者との調整終了後、令和3年2月第11回福岡県議会定例会の第52号議案の令和2年度一般会計補正予算（第13号）の一部として令和3年3月5日に提出され、令和3年3月11日に可決された。

オ 工事の数量変更なき工期の変更

本件工事に係る請負契約については指名競争入札により請負者を決定しており、指名通知書には関係機関との協議が整った場合には工期を延長する予定である旨、また、特記仕様書にも関係機関との協議が整った場合に工期を220日に延長する予定であることが明記されていることから、請負者は指名通知書を受領した時点で工期延長について承知していたものである。

また、上記1(2)のとおり、請負者と令和3年3月5日に工期26日間で当初契約を締結し、同年3月11日に県議会において補正予算が可決されて繰越しが承認された後、改めて発注者と請負者との工事請負契約書第62条に基づく協議を行った上で、同年3月30日に工期を220日間に変更している。

2 判断

上記の事実関係の確認を踏まえ、以下のとおり判断する。

(1) 単年度工事の違法又は不当な繰越し

本件工事は、本件事業のうち、地元住民等関係者との調整に時間を要したために着工が遅れた

工区の工事で、着工する時点で工期は翌年度にわたることが明らかであった。

本件工事を翌年度にわたって施工するためには、本件交付金に係る翌債の承認（昭和三十二年法律第34号）第43条の3）と繰越明許費に係る県議会の承認（法第213条）が必要である。

本件工事の契約については、地元調整を令和3年1月上旬に終え、同年1月14日に福岡財務支局長に対して翌債の申請を行い、同年2月16日に翌債承認を受けたものの、県議会の繰越承認を未だ受けられなかった。このため、2月定例会での繰越承認後の工期延長を条件として、請負者に翌年度にわたる工期となることを周知した上で応札を求め、令和2年度未までを工期とした契約を令和3年3月5日に締結した。県議会の繰越承認後に、請負者と協議の上、特記仕様書で示されていた工期に延長した。契約手続を進めるに当たっては、必要な人員や資機材の調達など請負者の業務執行に支障が生じないよう十分な配慮をしていたものである。

繰越明許費は、歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについて、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができることとされ（法第213条）、本件工事のように何らかの事情により事業が延引し、翌年度にわたるという場合に認められる。繰越明許費は、契約を行っているか否かにかかわらず、翌年度に繰り越して使用することを制度として認めるものであり、請求人が主張するように、繰越承認前に締結された契約が年度内の工期であることを理由に、繰越しが認められないものではなく、繰越承認工事とすることが違法又は不当であるとはいえない。

(2) 令和3年度中の本件工事の続行

本件工事については上記(1)のとおり、県議会の繰越承認後に、請負者と協議の上、特記仕様書で示されていた工期に延長し、工事を行っているものである。

(3) 予算上の根拠がない本件工事の実施

本件工事については、上記(1)のとおり、予算上の根拠のもと、工期延長されている。

(4) 誤った繰越額を計上した令和3年度予算案の提出

本件工事については、上記(1)のとおり、適正な手続により令和3年度に繰り越されており、本件工事に係る繰越明許費を含む令和3年度予算が違法又は不当であるとはいえない。

(5) 工事の数量変更なき工期の変更

本件工事の工期の変更は、当該契約書に定めのない事項について、必要に応じて発注者と請負者とは協議して定めることを規定する工事請負契約書第62条に基づく協議を行って、発注者と請負者の双方が合意の上で指名通知書及び特記仕様書に記載されたとおりに工期延長を行ったものであるから、違法又は不当であるとはいえない。

上記のとおり、請求人の主張には理由がない。よって、本件請求についてはこれを棄却する。

なお、請求人は、法第242条第4項に基づく暫定的な停止勧告を求めているが、本件請求に係る行為は同項の要件に該当しないため、これを行う余地はない。

雑 報

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により福岡県知事から委任された令和3年度行政書士試験を次のように実施する。

令和3年7月6日

一般財団法人行政書士試験研究センター
理事長 多賀谷 一照

1 試験期日

令和3年11月14日（日） 午後1時から午後4時まで

2 試験場所

福岡市東区和白東三丁目30番1号 福岡工業大学

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

ア 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46題）

憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和3年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。

イ 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14題）

政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行う。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。記述式は、40字程度で記述するものを出題する。

4 受験願書及び試験案内の配布と請求方法

(1) 窓口配布

ア 配布期間

令和3年7月26日（月）から8月27日（金）まで

イ 配布場所

| | 配布時間 | 休館日 |
|---|------------------------|--------------------------------|
| ○県庁（福岡市博多区東公園7-7） 1階 県民情報センター 9階 企画・地域振興部市町村支援課 | 午前8時30分から 午後5時15分まで | 土曜日、日曜日 及び祝日 |
| ○小倉総合庁舎（北九州市小倉北区城内7-8） 2階 北九州県民情報コーナー | | |
| ○飯塚総合庁舎（飯塚市新立岩8-1） 1階 筑豊県民情報コーナー | | |
| ○行橋総合庁舎（行橋市中央1-2-1） 1階 京築県民情報コーナー | | |
| ○久留米総合庁舎（久留米市合川町1642-1） 1階 筑後県民情報コーナー | | |
| ○福岡県行政書士会館 （福岡市博多区東公園2-31） | 午前9時から午後 5時まで | 土曜日、日曜日 及び祝日並びに 8月13日（金） |

(2) 郵送配布

ア 配布期間

令和3年7月26日（月）から8月20日（金）まで

なお、配布の請求は、令和3年7月5日（月）から8月20日（金）まで受け付ける。

イ 請求方法

住所・氏名、郵便番号記載の返信用封筒（角形2号=A4サイズの受験願書が折らずに入る大きさの封筒）に、郵便切手140円分を貼付し、次の宛先まで請求すること。

〒252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

5 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

令和3年7月26日（月）から8月27日（金）まで

イ 受付場所

一般財団法人行政書士試験研究センター（以下「センター」という。）試験課
受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、郵便局の窓口で必ず簡易書

留郵便で郵送すること。8月27日の消印があるものまで受け付ける。

ウ 提出書類

受験願書（顔写真及び受付郵便局の日付印のある振替払込受付証明書（お客さま用）の貼付があるもの）

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受付期間

- ① 令和3年7月26日（月）午前9時から8月24日（火）午後5時まで
- ② インターネットによる受験申込みは、8月24日（火）午後5時で終了する。
午後5時までに入力を完了しないと、接続中（入力中）であっても申込みができなくなるので注意すること。
- ③ この期間におけるインターネットによる受験申込みは24時間利用可能
入力方法等手続の詳細については、センターホームページにアクセスし、確認すること。【ホームページ <https://gyosei-shiken.or.jp>】
- ④ 受付最終日（8月24日（火））は大変混雑し、インターネットが繋がりにくくなることが予想されるので、余裕を持って申し込むこと。

イ 受験手数料の払込み

- ① 受験手数料は、クレジットカード（申込者本人名義のものに限る。）による決済又はコンビニエンスストアでの払込みとする。
- ② 利用できるクレジットカード
VISA、Master、JCB、アメリカン・エクスプレス及びDiners
- ③ 利用できるコンビニエンスストア
セブン-イレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア及びニューヤマザキデイリーストア

(3) 受験手数料

7,000円

払込み方法については、試験案内に記載された方法による。なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担とする。

また、一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

6 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある者で試験中の特例措置（車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込みなど）を希望する者については、申請の手続が必要となるので、受験申込みをする前に必ずセンターに相談すること。

7 合格発表の日時及び方法

(1) 合格発表の日時

令和4年1月26日（水）午前9時

(2) 合格発表の方法

センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）するとともに、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送する。また、センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）に合格者の受験番号を掲載（開始時間は、合格発表日の午前中）する。

8 その他

受験手続その他の問合せは、センター（電話 03-3263-7700）に対して行うこと。